

受益者の皆様へ

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）」
「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年2回決算型）」
交付目論見書および請求目論見書の記載の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）」および「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年2回決算型）」（以下これらを総称して「当ファンド」といいます。）の交付目論見書および請求目論見書におきまして、記載の一部に変更すべき箇所がございましたので、お知らせ申し上げます。

この度の変更は、目論見書の表記を信託約款の表記に合わせるものであり、当ファンドの商品性や運用方針、運用手法等に変更は一切ございません。

変更の詳細につきましては、下記をご参照のほどお願い申し上げます。

引き続き当ファンドへのご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 経緯

2023年10月6日付で約款変更を行い、デリバティブの利用を「ヘッジ目的に限定しない」から、「デリバティブ取引は投資の対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替相場の変動リスクを減じる目的のため行う」ものへと変更いたしました。

その際、交付目論見書の6ページ「主な投資制限」に記載されていた、「デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。」の文言を削除すべきところ、記載が残ったままとなっております。

その後、2024年4月10日の改版時にも記載が残ったままとなっております。

また、2024年4月10日付の請求目論見書の11ページにも交付目論見書と同様の記載が残っております。

つきましては、交付目論見書および請求目論見書の記載を2024年9月3日付で変更いたしますのでお知らせいたします。

2. 目論見書の記載変更箇所について

交付目論見書 P.6 / 請求目論見書 P.11 (いずれも2024年4月10日付)

(正)	(誤)
<p>主な投資制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ●株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ●投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 	<p>主な投資制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ●株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ●投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ●<u>デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しませ</u> <u>ん。</u>

以 上